

【Q&A】令和8年度介護施設等に対するサービス継続支援事業

令和8年5月20日更新

区分	No.	質問	回答
支給対象施設について	1	対象施設について教えてください。	以下の施設等が対象となります。 ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・短期入所生活介護（空床利用を除く。）
	2	有料老人ホームですが、支援金支給対象施設になりますか。	有料老人ホームは、支給対象ではありません。
	3	サービス付き高齢者向け住宅ですが、支援金支給対象施設になりますか。	サービス付き高齢者向け住宅は、支給対象ではありません。
	4	介護老人保健施設の短期入所者療養介護は対象ですか。	短期入所療養介護は、支給対象ではありません。
	5	定員29名以下の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）ですが、支援金支給対象施設になりますか。	定員29名以下の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、支給対象です。
	6	都市型軽費老人ホームですが、支援金支給対象施設になりますか。	都市型軽費老人ホームは、支給対象です。
	7	地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けている軽費老人ホームですが、支援金支給対象施設になりますか。	地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けている軽費老人ホームは、支給対象です。
	8	公設民営の指定管理施設も対象となりますか。	公設民営の指定管理施設は、支給対象です。
	9	休止中の施設は対象になりますか。	休止中であっても、令和7年4月1日時点で開設していれば対象です。
	10	廃止した施設は対象になりますか。	廃止済の施設であっても、法人が存続していれば申請可能です。

【Q&A】令和8年度介護施設等に対するサービス継続支援事業

令和8年5月20日更新

区分	No.	質問	回答
他の事業との併給について	11	市区町村においても物価高騰対策事業があるが、本事業の支援金とどちらも支給を受けることができますか。	併給可能です。
支給額の算定	12	令和7年4月2日以降に開設した施設ですが、定員数はどのように算定しますか。	本補助金は、令和7年4月1日時点の定員数を基準とするため算定対象外です。
申請手続について	13	申請は施設単位ですか。あるいは法人単位ですか。	施設単位で申請してください。
	14	介護保険事業所番号を複数持っている介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）ですが、事業所番号ごとに申請になりますか。それともまとめた申請になりますか。	介護保険事業所番号を複数持っている施設は、事業所番号ごとに申請してください。
	15	印鑑証明書の発行年月日の指定はありますか。	令和8年4月1日以降に取得した印鑑証明書を提出してください。ただし、印鑑や記載事項等に変更があった場合は、変更後に取得したものを提出してください。
	16	1法人で複数施設申請する場合、印鑑証明書及び口座振替依頼書は複数施設分の原本が必要となりますでしょうか。	印鑑証明書は原本1部と写しを提出してください。支払金口座振替依頼書は全施設分原本を提出してください。